

8-14
業務参考資料 23 号

婦人労働者の出産に
関する実態調査結果

労働省婦人少年局

目 次

ノ は し が き	1
ヌ 調 査 の 概 要	1
ヨ 調査結果の概要	2
(1) 事業場調査	2
イ 保健・衛生担当者の選任	2
ロ 医療・厚生施設	2
ハ 妊娠・出産者の管理	3
ニ 妊娠・出産者に対する労務管理上の問題点	5
(2) 個人別調査	6
イ 出 産	6
(イ) 生死産・初産産別	6
(ロ) 年 齢 別	7
(ハ) 異常産・死産の経験の有無	8
(ニ) 過去における人工妊娠中絶経験の有無	8
ロ 妊娠中における就労・生活状況	8
(イ) 就労中の姿勢	8
(ロ) 妊娠中の異常	9
(ハ) 妊娠中の通院	10
(ニ) 妊娠中の労働時間	10
(ホ) 転易業務転換	11
(ヘ) 産前休業と死産との関係	11
(ト) 作業場の冷房設備と身体に対する影響	12
(チ) 妊娠中の通勤方法と出産の関係	12
ハ 死 産	12
(イ) 死産の自然・人工別	12
(ロ) 初産・経産と死産の内容別状況	12

(イ) 死産の時期	13
(ニ) 死産の種類別・年齢別状況	13
(ホ) 自然死産の原因	14
(ハ) 死産原因に対する本人の考え	16
二 母性保護規定に対する意識	16
ホ 妊娠・出産にあたって困ったこと、辛かったこと	16
ハ 妊娠出産に際しての要望	17
統計表	21
〔事業場調査の部〕	21
第1表 出産の割合別・事業場の産前休業規定の有無別構成	21
第2表 出産の割合別・事業場の産後休業規定の有無別構成	22
第3表 女子労働者の割合別・事業場の厚生医療施設の有無別構成	23
第4表 女子労働者の割合別・事業場の保健衛生担当者の有無別構成	23
第5表 生産の割合別事業場の妊娠者のは握方法状況	24
第6表 堅易業務転換者の割合別事業場の転換請求方法の状況	24
第7表 出産者の産前休業日数割合別事業場の休業請求方法	25
第8表 生産の割合別・事業場の妊娠者の労働時間扱い別構成	25
第9表 生産の割合別・事業場の妊娠者の時間外労働の扱い別構成	26
第10表 妊娠中の通院に伴う休業の扱い別事業場数	26
第11表 妊娠中の通院の扱い別・通院中の給付の有無別事業場数	26

第12表	出産者の産前休業日数別・事業場の休業中の 給与の有無別状況	27
第13表	産後休業中の給与の有無別事業場数	27
第14表	母性保護に関する事業場の対策指導状況	28
第15表	妊娠・出産者についての労務管理上の問題点	31
〔個人別調査の部〕		35
第1表	生死産別出産者数	35
第2表	初産別・生死産別出産者の年齢層別構成	35
第3表	生死産別・出産者の軽易業務転換の有無別構 成	36
第4表	生死産別・出産者中の軽易業務転換者の転換 時期別構成	36
第5表	出産者中の「軽易業務転換が必要であつたが 申し出なかつた者」の理由	37
第6表	初産別・生死産別出産者の妊娠中の異常の 有無別構成——（どの1）——	38
	——（どの2）——	39
第7表	生死産別・出産者中異常があつた者の異常発 生時期別構成	40
第8表	生死産別・出産者中異常があつた者の欠勤日 数別構成	41
第9表	生死産別・妊娠中の異常の有無別出産者の健 康状態	42
第10表	生死産別・出産者中産者の過去における異 常産の経験の有無別構成	43
第11表	生死産別・出産者の過去における人工妊娠中 絶の経験者の有無別構成	43
第12表	生死産別・出産者の通院日数別構成	43
第13表	初産別・生死産別出産者の妊娠中における 勤務時間の扱い別状況	44

第14表	初産別・生死産別 出産者の妊娠中における 時間外労働の状況	45
第15表	生死産別・出産者の妊娠中の運動利用交通機 関別構成	46
第16表	生死産別・出産者の作業場における冷暖房設 備の有無別構成	46
第17表	妊娠中の身体におよぼす冷暖房の影響につい て	47
第18表	初産、死産内容別・死産の時期別死産数	48
第19表	初産、死産内容別・死産の年齢階級別構 成	49
第20表	初産別・人工死産の理由別構成	50
第21表	初産別死産に対する本人の考え	51
第22表	勤続年数別出産者の産前産後の休業、軽易業務 転換の規定に対する関心度	52
第23表	年齢階級別出産者の今後妊娠、出産した場合 の退職意志の有無の状況	53
第24表	勤続年数別出産者の今後妊娠、出産した場合 の退職意志の有無	54
(付 録)	調 査 票	55
	記入要領	67

婦人労働者の出産に関する調査結果

1 は し が き

婦人労働者の母性保護については、労働基準法およびこれに基づく命令である女子年少者労働基準規則にその最低基準が、定められている。そして、これらの法定基準に基づく権利が労働者によってどのように行使されているかという実態については、労働省婦人少年局が、毎年実施している「婦人労働者の保護実施状況調査」の結果報告である「女子保護の概況（昭和39年度）」に、その詳細が報告されている。

また、婦人労働者の「出産」については、出産の件数および死産の件数等は、上述の「女子保護の概況」に報告されているが、正産・異常産・死産等と産前の休業等との関連をはじめとして、出産をめぐる問題については、その詳細を知る術は皆無に近い状態であった。

この調査は、これら出産をめぐるもろもろの実情を把握するとともに、将来の母性保護施策に資することを目的として実施したものであるが、この調査は実態調査であるから、この結果をもって全体を律することは適当でない。さらにまた、この調査によっては握し得た問題の中で、これ以上に深く掘り下げて究明しなければならぬと考えられる問題も少なくないが、これらの点については将来の課題としたい。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、事業場調査と個人別調査とからなっており、事業場調査では、当該事業場における母性保護・妊娠に伴う軽易業務転換・妊娠者のは握方法の実情・妊娠者の労働時間の変更等のことがら、規則上または慣行上、どのように

取り扱われているかの実情を明らかにし、また、個人別調査
は、産前休業等と正常産・異常産・死産等との関連につい
ての実情・産前産後休業中の給与についての実情・産前産後
の休業に関する会社内規や労働基準法の規定に対する意識・
妊娠中の通勤状況および死産の時期・場所・内容等の実情等
を明らかにし、将来の婦人労働者の母性保護に関する諸施策
に資することを目的としたものである。

(2) 調査の対象

調査の対象は、次の各号の一つに該当する企業規模30人以上の
事業場309 および当該事業場で就業している労働者中出産
者1,285人とした。

- イ 昭和38年1月から12月までの1年間に、生産、死
産の出産者がおのおの1人以上あった事業場および当該事
業場における出産労働者
- ロ 昭和38年1月から12月までの1年間に1〜7日の産
前休業をとった労働者が1人以上あった事業場および当
該事業場における出産労働者
- ハ 労働基準法に定められている母性保護規定以外の母性保
護休暇制度を設けている事業場

(3) 調査の方法と時期

調査は、昭和39年1月から昭和40年2月までの間に
おいて、都道府県婦人少年室の職員が直接実施した。

3 調査の結果の概要

(1) 事業場調査

イ 保健・衛生担当者の選任

衛生管理者、保健婦長の衛生担当者を選任している事業
場は90%以上を占めているが、保健婦のいる事業場は
20.1%となっている。

ロ 医療・厚生施設

医療・厚生施設がない事業場は 6.0%であり、施設の種別別にみると「休養室」のあるものは 78.7%（なし 21.3%）、「医療室」のあるものは 58.9%（なし 41.1%）、「授乳室」のあるものは 25.4%（なし 74.6%）、「保育室」のあるものは 10.0%（なし 90.0%）、その他の施設のあるものは 36.4%（なし 63.6%）となっている。したがって、大部分の事業場が何らかの医療・厚生施設を有している。

ハ 妊娠・出産者の管理

(1) 妊娠者のは握、軽易業務転換の請求方法、産前休業の請求方法等の状況は 次表のとおりあり、「軽易業務転換または産前休業の請求があるまでは、は握できない」という事業場は 44.0%であり、「書類または口頭申し出によっては握している」事業場は 25.7%である。本人の様子や同僚労働者からの伝聞等によっては握している等の事業場が 26.4%となっており、全体的に妊娠者のは握については、積極的対策が考慮されていないようである。また、軽易業務転換の請求方法としては、「口頭で請求する」という事業場が 64.6%を占めており、産前休業の請求方法としては、「所定の書類により請求する」という事業場が 80.3%を占めている。さらにこのうち、「医師の証明を要する」という事業場は 90%を占め、ほとんどの事業場が産前休業の請求に際しては医師の証明を必要としている。

妊娠者の把握方法、軽易業務転換および
産前休業の請求方法別事業場の割合(%)

	合 計	所定の書 類による 手続きを 定めている	口頭で本 人が申し 出ること になっている	その他	軽易業務 転換または 産前休業 の請求が あるま は、把握 できない	不 明
妊娠者の把握	100.0	9.7	16.0	26.6	47.0	0.7
軽易業務転換の請求方法	100.0	5.3	64.6	26.3	-	3.8
産前休業の請求方法	100.0	80.3	15.0	4.0	-	0.7

(ロ) 妊娠中の労働時間の扱い

妊娠した労働者について、「時差出勤・就労時間の短縮等労働時間の夜更を考慮している」事業場は44%で、「夜更しない」という事業場は71.4%を占めている。また、「夜更の申し出があれば考える」という事業場は23.2%を占めている。

妊娠者の時間外労働については、「本人の意志にまかせる」という事業場が60.5%を占めており、「絶対させない」事業場が28.2%を占めている。

(ハ) 妊娠中の通院の取扱い

妊娠中の通院の扱いの実情は次表のとおりであるが、時間内の通院を認めている事業場は58.8%で、このうち年次有給休暇扱いが36.0%、病気休暇扱いが12.5%、特別休暇扱いが10.1%、欠勤扱いが14.7%、その他の扱いが23.5%となっており、約60%が有給の扱いとなっている。

妊娠中の通院に伴う休業の扱い別事業場の割合(%)

	台 計	年 次 有 給 付 政 扱 い	病 気 休 暇 扱 い	欠 勤 扱 い	特 別 休 暇 扱 い	そ の 他	不 明
総 数	100.0	42.1	11.1	19.7	7.5	16.9	2.7
時間内通院を 認めている事業場	100.0	36.0	12.5	14.7	10.1	23.5	3.2
認めていない事業場	100.0	51.4	9.0	27.1	2.5	6.9	2.1

ニ 妊娠・出産者に対する労務管理上の問題点

「問題はない」という事業場は約30%であり、これらの事業場の大部分は「妊娠・出産は女子にとって当然のことであり、当初からその点を考慮して管理している。」というものである。

また、「問題がある」という事業場における主たる問題点は、次のとおりである。

- (イ) 家事・育児に伴う不時の欠勤・遅刻が多い。
- (ロ) 労務意欲・作業能率が低下または鈍化する。
- (ハ) 生産率が低下する。
- (ニ) 他の労働者にしわ寄せがある。
- (ホ) 妊娠または出産後に退職する者が多い。
- (ヘ) 産休者の代替要員の確保が困難である。
- (ト) 代替要員の予算化・制度化が乏しい。
- (チ) 婦人労働者の出産に伴う保護をすべて企業が負担することには、疑問がある。
- (リ) 求人難のため妊娠・出産者の要望は何れも聞き入れにくくはない。
- (ヌ) 妊娠・出産者には、労働力としての信頼がかけない。

ホ、母性保護に関する事業場の対策指導

「対策指導を実施している」という事業場は約70%で、その対策指導の主なものとしては、次のようなものがある。

- (イ) 指定医師・保健所・診療室等において、妊婦の定期健康診断や健康相談を実施している。
- (ロ) 助産婦・看護婦を専属配置し、妊婦の相談指導を実施している。
- (ハ) 妊婦を軽易業務に転換させたり、過重労働をさせないように留意している。
- (ニ) 産休代替員を専任化している。
- (ホ) 妊婦の通院・つわり休暇・間食時間等の制度を設けている。
- (ヘ) 妊婦の労働時間の短縮・時差出勤制度を実施している。
- (ト) 授乳施設・託児施設を設置している。
- (チ) 産休期間を法定基準より長くしている。
- (リ) 母性保護についての啓発に努めている。
- (ワ) 家族計画についての指導を実施している。

(2) 個人別調査

イ、出 産

(1) 生死産 初経産別

出産者の生死産別、初経産別の実情は次表のとおりであるが、出産者のうち「死産」は16.5%となっている。死産率が38年の女子保護実施状況調査の71%に比べて著しく高くなっているが、これは、この調査の対象事業場として、死産者がいることを条件としたことによるものであろう。また、生産についてみると、このうち「異常産（早産・胎位異常・微弱陣痛・早期破水・新生児仮死・胎盤異常等）」は20.0%となっている。

「初産」は57.1%、「経産」は42.9%であり、異常産のうちでは、初産が65.8%で、経産の34.2%に比べると高い数値を示しているが、死産では初産が49.8%で経産者の50.2%に比べるとやや低くなっている。

生死産別調査出産者数及び初経産の割合 (%)

	台 計	生 産				死 産
		小 計	正常産	異常産	不 明	
合 計	100.1 (100.0)	81.2 (100.0)	64.3 (100.0)	15.7 (100.0)	1.2 (100.0)	18.8 (100.0)
初 産	(57.1)	(58.8)	(57.0)	(65.8)	(66.7)	(49.8)
経 産	(42.9)	(41.2)	(43.0)	(34.2)	(33.3)	(50.2)

(ロ) 年 齢 別

出産者の年齢別の実情は 次表のとおりであるが、出産者を年齢別にみると「25歳から30歳未満」の層が44.4%と最も多く、「30歳から35歳未満」が30.1%でこれに次ぎ、「40歳以上」では わづかに0.4%となっている。

また、これを初産・経産別にみると、初産では「25歳から30歳未満」が47.4%、「25歳未満」が28.9%、「35歳以上」が2.7%となっている。「経産」では「30歳から35歳未満」が42.8%、「25歳から30歳未満」が40.5%となっている。

初経産別・生死産別出産者の年齢別割合 (%)

		台 計	25歳 未満	25~30歳 未満	30~35歳 未満	35~40歳 未満	40歳以上	不 明
総 数		100.0	19.7	44.4	30.1	4.2	0.4	1.2
生 産	小 計	100.0	20.1	48.2	26.5	4.0	0.2	1.0
	正常産	100.0	20.7	47.4	27.2	3.5	0.2	1.0
	異常産	100.0	18.3	50.5	24.3	5.9	-	1.0
	不明	100.0	13.3	60.0	20.0	6.7	-	-
死 産		100.0	17.8	28.2	45.6	5.0	1.3	2.1
初 産		100.0	28.9	47.4	20.6	2.0	0.7	1.0
経 産		100.0	7.4	40.5	42.8	7.1	0.7	1.5

(ハ) 異常産・死産の経験の有無

過去において、異常産か死産かのいずれかを経験した者は、経産者のうち36.9%であり、このうち「死産」は50.0%を占めている。

また、これを正常産・死産別にみると、過去において異常産または死産の経験のあった者は、「正常産」は25.8%、「異常産」は50.7%、「死産」は61.2%となっており、過去に異常産または死産の経験のある者に異常産、死産の率が高くなっている。

(ニ) 過去における人工妊娠中絶の経験の有無

出産者のうち、過去において人工妊娠中絶の経験がある者は11.0%であり、これを正常産・異常産・死産別にみると、正常産は10.0%、異常産は7.9%、死産は17.8%となっている。

ロ 妊娠中における就労・生活状況

(イ) 就労中の姿勢

就労中の作業姿勢の要請は次表のとおりであるが、作業中の姿勢としては「腰掛け作業」が最も多く54.5%、「立ち作業」が31.8%となっている。

また、これを異常産・死産との関連からみると、異常産では「腰掛け作業」が55.9%、「立ち作業」が25.1%、死産では「腰掛け作業」が48.8%、「立ち作業」が34.0%となっている。

生死産別出産者の作業姿勢別の割合 (%)

	総 数	生 産				死産
		小 計	正常産	異常産	不明	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
立ち作業	31.8	31.3	30.2	35.1	40.0	34.0
腰かけ作業	54.5	55.6	55.6	55.9	46.6	49.8
立作業と腰かけ作業	10.5	10.3	10.8	9.0	6.7	11.2
そ の 他	3.0	2.5	3.0	—	6.7	5.0
不 明	0.2	0.3	0.4	—	—	—

(注) 「立ち作業」には「中腰」または「運搬作業」を含む。

(七) 妊娠中の異常

妊娠中の異常の実情は次表のとおりであるが、妊娠中の異常としては「つわり重症」が37.1%、「切迫流産」が22.9%、「妊娠中毒症」が23.5%、「胎位異常(横位 骨盤位)」が16.5%となっている。

また、これを異常産 死産との関連からみると「異常産」では「胎位異常」が28.2%、「妊娠中毒症」が26.9%、「つわり重症」が26.9%、「切迫流産」が18.0%となっており、「死産」では「切迫流産」が34.4%、「つわり重症」が32.5%、「胎位異常」が10.5%、「妊娠中毒症」が21.6%となっている。

生死産別・初経産別出産者のうち妊娠中毒症のあったもの (%)

	総数 (100.0)	生 産				死産 (100.0)	初産 (100.0)	経産 (100.0)
		小 計 (100.0)	正常産 (100.0)	異常産 (100.0)	不明 (100.0)			
つわり重症	37.1	38.6	43.7	26.9	30.0	33.5	41.5	67.8
切迫流産	22.9	18.7	18.4	18.0	40.0	32.4	20.0	2.0
妊娠中毒症	23.5	34.2	23.2	26.9	20.0	24.6	21.9	3.3
胎位異常	16.5	18.5	14.7	28.2	10.0	10.5	15.6	15.9

(注) 「つわり」も中毒症の一つであるが、便宜上別掲とした。

(ハ) 妊娠中の通院

通院中の通院日数およびこれらの事業場における取り扱いの要請は次表のとおりであるが、妊娠中に診察のために通院した日数は「11日から20日まで」の者が38.8%、「6日から10日まで」の者が32.9%、「21日以上」の者が15.5%となっている。また、通院に伴う休業に対する事業場の取扱いをみると、時間内に通院した者が76.7%、時間外に通院した者が21.9%であり、時間内通院について、年次有給休暇扱いが25.4%、病気休暇扱いが4.5%、特別休暇扱いが3.3%、欠勤扱いが8.8%となっている。

生死産別出産者の通院日数別割合 (%)

	合計	5日以下	6日～10日	11日～20日	21日以上	不明
総数	1000	8.3	32.9	38.8	15.5	4.5
生産	1000	6.8	34.4	40.9	13.6	4.3
死産	1000	14.9	26.6	29.9	23.6	5.0

出産者の妊娠中の通院に伴う休業の取扱い別割合 (%)

	合計	時間内通院						時間外通院	不明
		小計	年次有給 外欠	病気休 暇	特別休 暇	欠勤	その他		
総数	1000	76.7	25.4	4.5	3.3	8.8	34.7	21.9	14

(ニ) 妊娠中の労働時間

妊娠中に労働時間の短縮、時差出勤等、労働時間に変更があった者は、わずかに4.4%で、変更がなかった者は95.3%である。さらに、変更がなかった95.3%のうち、20.0%は申し出れば変更してもらえた者となっ

っている。また、時間外労働については「やらなかった者」が65.0%、やった者の35.0%のうち「自分の意志による者」が70.0%、「命令による者」が20.0%となっている。

(ホ) 軽易業務転換

妊娠中に軽易業務に「転換した者」は21.0%、転換しない者は79.0%であり、「転換しない者」のうち「必要であったが申し出なかった」というものが約15.0%ある。この「必要であったが申し出なかった者」の主な理由は、*ア*、軽易な業種がない。*イ*、特殊技能を要する職種のため転換ができない。*ウ*、軽易業務転換の制度を知らなかった。*エ*、気がねした。*オ*、人手不足のため等である。

(ヘ) 産前休業と死産との関係

産前休業と死産との関係の実情は、次表のとおりであるが、死産者のうちの64.7%は産前休業7日以下であり、17.5%は休業8日から41日までの者、8.7%は休業42日の者、9.1%は休業43日以上の子を占められている。

また、生産者中の18.8%は休業7日以下の者であり、45.0%は休業8日以上41日までの者、16.4%は休業42日の者、19.7%は休業43日以上の子となっている。

産前・産後休業日数出産者の割合 (%)

	産 前 休 業						産 後 休 業					
	合 計	7 日 以 下	8 日 以 上 41 日	42 日	43 日 以 上	日 数 不 明	合 計	35 日 以 下	36 日 以 上 41 日	42 日	43 日 以 上	日 数 不 明
総数	100.0	27.5	39.7	14.9	17.8	0.1	100.0	3.6	1.6	56.8	37.9	0.1
生産	100.0	18.8	45.0	16.4	19.7	0.1	100.0	1.0	1.5	56.9	40.4	0.2
死産	100.0	64.7	17.5	8.7	9.1	—	100.0	14.9	1.7	56.4	27.0	—

(ト) 作業場の冷房設備と身体に対する影響

冷房設備のある作業場で就労していた446人のうち妊娠中の身体に何らかの悪影響があったと訴えた者は、35.7%であり、このうちで「足、腰の疼痛、冷え」を訴えた者が40.2%、「身体が不調になった、身体にこたえた」と訴えた者は12.7%、「疲労、倦怠感」「肩こり、神経痛、リュウマチ、ぜん息、腰痛等の病的症状」が出た者が約10%となつてゐる。

さらにまた、「流産が冷房によるものである」と医師が診断したと答えた者は、約5%とゞつてゐる。

(チ) 妊娠中の通勤方法と出産との関係

妊娠中の通勤方法と出産との関係についてみると、要常産は「鉄道」「徒歩」「バス」の通勤者に多く、正常産は自転車通勤者に多い。

ハ 死 産

(イ) 死産の自然・人工別

死産者241人のうち「自然死産」は85.1%、「人工早産等による死産」は14.9%となつてゐる。

(ロ) 初産・経産と死産の内容別状況

死産の内容（自然死産、人工早産等による死産）を初産、経産との関係を見ると、初産では自然流産が44.2%、自然死産が40.0%、人工妊娠中絶が4.1%、人工早産等による死産が11.7%となつており、経産では自然流産が51.2%、自然死産が34.7%、人工妊娠中絶が6.5%、人工早産等による死産が5.8%となつてゐる。

注) 「自然流産」、「人工妊娠中絶」とは妊娠7カ月以内の場合をいい、「人工早産等による死産」とは、妊娠8カ月以後における人工早産による死産および産科的操作（陣痛開始後の陣痛促進剤の使用等）の結

果死産した場合であり、また「自然死産」とは妊娠8カ月以降で前述の「人工早産等による死産」以外の死産である。

(11) 死産の時期

死産の時期は、次表のとおりであるが、「妊娠10カ月」が最も多く26.6%で、次いで「妊娠9カ月目」が17.0%、妊娠5、6、7カ月がおのおの約12%である。

また、これを初産・経産別にみると、初産では「妊娠10カ月目」が36.7%、「9カ月目」が15.0%、「8カ月目」が14.2%、「5カ月目」が10.8%である。経産では「9カ月目」が19.9%、「6、8、10カ月目」がおのおの16.5%、「5カ月目」が14.9%である。

初経産別、死産内容別、死産の時期別割合(%)

	台 計	妊 娠 々 カ 月 目	5	6	7	8	9	10	11
			%	%	%	%	%	%	%
總 数	100.0	170	12.9	12.5	12.0	11.6	6.6	26.6	0.8
初 産	100.0	142	10.8	8.3	15.0	6.7	7.5	36.7	0.8
経 産	100.0	199	14.9	16.5	9.1	16.5	5.8	16.5	0.8
自 然 流 産	100.0	313	22.6	23.5	22.6	-	-	-	-
自 然 死 産	100.0	-	-	-	-	31.1	15.6	53.3	-
人 工 妊 娠 中 絶	100.0	333	33.3	20.0	13.4	-	-	-	-
人 工 早 産 等 に よ る 死 産	100.0	-	-	-	-	4.8	9.5	76.2	9.5

(12) 死産の種類別、年齢別状況

自然流産、自然死産等の死産の種類別の内容と年齢との関係については、次表のとおりであるが、自然流産では「25歳から30歳未満まで」の者が37.4%、「30歳から35歳未満まで」の者が31.3%、「25歳未満」

の者が 22.6% となっている。自然死産では「25歳から30歳未満まで」の者が 40.4%、「30歳から35歳未満」の者が 37.8%「25歳未満」の者が 14.5% となっている。人工妊娠中絶では、「25歳から30歳未満まで」の者が 50.0%、「30歳から35歳未満まで」の者が 30.5%、「25歳未満」の者が 11.1% となっている。人工早産等による死産では、「30歳から35歳未満まで」の者が 46.7%、「25歳から30歳未満まで」の者が 32.3%、「40歳以上」の者が 12.3% となっている。

死産の内容別・死産の年齢別割合 (%)

	合 計	25 歳 未 満	25 歳 〜 30 歳 未 満	30 歳 〜 35 歳 〃	35 歳 〜 40 歳 〃	40 歳 以 上	不 明
自然流産	1000	22.6	32.4	31.3	5.2	—	3.5
自然死産	1000	14.5	40.4	37.8	4.4	2.2	1.1
人工妊娠中絶	1000	11.1	50.0	30.5	2.8	5.6	—
人工早産等による死産	1000	—	32.3	46.7	6.7	12.3	—

(ホ) 自然死産の原因

自然死産の原因を、妊娠中毒症等の母体に原因するもの、未熟児等の胎児に原因するもの、母体の過労、冷え等の外的事情に原因するものに分類してみると、母体に原因するものは 32.4%、胎児に原因するものは 18.1%、外的事情に原因するものは 31.0% となっている。

自然死産の原因 () 回数 () 回数 (%)

事項	項目	台計	流産	死産	事項	項目	台計	流産	死産
原因	母体によるもの	1281	1149	1132	原因	母体によるもの	310	40.2	20.5
原因	母体によるもの	1000	1000	1000	原因	母体によるもの	1000	1000	1000
原因	母体によるもの	324	303	280	原因	母体によるもの	383	284	445
原因	母体によるもの	1000	1000	1000	原因	母体によるもの	16.1	18.3	11.1
原因	母体によるもの	30.8	18.5	48.7	原因	母体によるもの	12.7	10.0	18.5
原因	母体によるもの	20.8	35.2	—	原因	母体によるもの	10.3	13.3	3.7
原因	母体によるもの	10.3	18.5	8.1	原因	母体によるもの	8.1	10.0	3.7
原因	母体によるもの	8.8	5.6	13.5	原因	母体によるもの	5.8	8.3	—
原因	母体によるもの	6.6	11.1	—	原因	母体によるもの	5.8	5.0	2.4
原因	母体によるもの	5.5	1.9	10.8	原因	母体によるもの	3.4	5.0	—
原因	母体によるもの	4.4	5.6	2.7	原因	母体によるもの	3.4	—	11.1
原因	母体によるもの	3.3	3.6	2.7	原因	母体によるもの	1.1	1.7	—
原因	母体によるもの	2.2	—	5.4	原因	母体によるもの	18.5	23.5	12.9
原因	母体によるもの	2.2	—	5.4	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	1.1	—	2.7	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	18.1	—	38.6	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	1000	—	1000	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	490	—	490	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	196	—	196	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	196	—	196	原因	母体によるもの	—	—	—
原因	母体によるもの	11.8	—	11.8	原因	母体によるもの	—	—	—

(ハ) 死産原因に対する本人の考え、

死産の原因に対する本人の考えは第¹表のとおりであるが、その概要は次のとおりである。

「自分に不注意または無理があったと思う」者が50.6%、「なかったと思う」者が49.4%である。

「不注意または無理があったと思う」者の主な内容は、妊娠中の健康または衛生管理の不足、通勤の乗物がこたえた、家事と職業の二重負担で疲労が激しかった、運搬作業の影響等をあげている。

ニ、母性保護規定に対する意識

妊娠中の軽易業務転換の規定については、「知っている者」49.4%、「知らなかった者」50.6%となっている。

産前・産後の休業規定については、「知っている者」73.8%、「知らなかった者」26.2%となっている。

ホ、妊娠・出産に当って困ったこと、辛かったこと、

i) 作業条件、作業環境に関するもの

- 作業中の姿勢（中腰、立作業）
- 作業内容（重量物運搬、持上げ、下し作業、流れ作業、階段の昇降）
- 労働時間（時間外、休日労働、宿直勤務等）
- 疲れなひどい、ぐあいかわるい時に人手不足または無理解のため休養できなかったり、医師の指示どおり休めなかったこと。

ii) 妊娠・出産に伴う身体の変化、精神状態に関するもの

- つわりが辛かった。
- 妊娠による体調の変化（むくみ、疲労、吐気、食欲不振、空腹感、肩、腰手足の痛み等）

iii) 職場環境、生活環境に関するもの

- 通勤が辛かった。
- 家事と職業の二重負担、出産時の家事をするものがいなかった。
- 職場での理解がなかった。

等であり、「辛かったこと、困ったことはとくになし」と答えたものが約30%である。

ハ、妊娠・出産に際しての要望

妊娠・出産に際して要望していることのうちを主たる事項としては、次のようなことがあげられている。

- ア つわり休暇制度の設置
- イ 企業内の保育室・休養室・休けい室の設置
- ウ 産前産後休業期間の延長
- エ 軽易業務転換の完全実施
- オ 通院制度（時間内）の設置
- カ 時間外・休日労働・夜勤・宿直の除外
- キ 産休の有給化
- ク 企業内における同僚の理解
- コ 時差出勤の実施

ト 退職意志の有無

今後、妊娠または出産した場合「やめたい」と答えたものが40.7%で最も多く、次いで「わからない」が34.4%、「やめる」が24.2%となっており、退職の意志をはっきり出した者は約20%余りで、「25歳未満」の層にその率が高い（「やめたい者」は「35歳～40歳未満」の層に率が高い。）。勤続年数別には余り格差はないが、「やめる者」「やめたい者」とも「3年～5年未満」の層にやや率が高くなっている。

(3) 母性保護休暇制度の実例

労働基準法に定められている母性保護規定以外の母性保護休暇制度（たとえば妊娠休暇、つわり休暇、通院休暇など）を実施している事業場の具体的事例は次のとおりである。

1) 産前につわり休暇を与えている場合

例1) つわり休暇は1カ月に1日、賃金は月額制のみ8割支給。
(2硝子)

例2) 産前休業は乗務者 22 週間、非乗務者 8 週間。妊娠
3 カ月をこえると本人の希望する時に、医師の診断書を
添えて申し出る。賃金は月給の 70% (F 交通)

例3) つわり休暇は、産前休業に入るまでの間にその都度
延 14 日。

賃金は平均手取り額の約 65%。 (I 交通)

例4) つわり休暇は 15 日。ただし、継続でも分割でも良
い。賃金は無給。 (O 株)

例5) 申し出れば請求日数を原則として認める。賃金は
100%。 (N 公団)

例6) つわり休暇は 14 日。賃金は 100% (ア鉄道)

例7) つわり休暇の期間に定めはない。賃金は無給。
(K 印刷)

2) 通院休暇およびつわり休暇を与えている場合。

例1) つわり休暇の期間は定めない。賃金は無給。

通院休暇は月 2 日。賃金は 100% (N 保険)

この事業場では、妊娠中の時差出勤制度を認め、通院
休暇は時差出勤制の一環として行なわれている。

3) 通院休暇のみを与えている場合。

例1) 通院休暇は 1 カ月 1 日。賃金は 100%。 (N 株)

例2) 通院休暇の期間は定めない。医師の証明による。賃
金は 100% (M 製薬)

例3) 通院休暇は月 1 回。賃金は本給の 80%。

(4 電器)

例4) 通院休暇は妊娠 4 カ月以上の女子に月 1 回。賃金
は 62.5% (H 電器)

4) 産後に休暇を与えている場合

例1) 産前産後あのおの 6 週間の外に、産前休暇の残日数は産
後にプラスされる。

この事業場では、この外に休暇としてつわり休暇は継

続 23 日をこえない範囲を認めている。また生理休暇は
2~3 日、育児時間は 1 日 90 分 (N 公社)

例 2) 産後 6 週間の外に 3 週間の延長を認める。賃金は、
相互会 (従業員親睦団体) より 3 週間分の給料 (日給の
80%) が出る。 (F 電気)

例 3) 出産予定日より 6 週間以内でかつ出産日の翌日から
出産予定日までの期日が 5 日以上の場合は、その期日を
正規の産後休業の後に追加休暇として与える。

また、出産予定日以前 6 週間をこえかつ妊娠 6 カ月以
上の間に出産した場合は、42 日の産後休業の後に追加
休暇として 21 日を与える。 (O 印刷局)

〔事業場調査の部〕

第1表 生産の割合別事業場の産前休業規定の有無別構成

(%)

規 定		総 数	生産の割合が 1割未満の 事業場	1~2割未満 "	2~5割未満 "	5~10割未満 "	10割 "
		100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0
規 定 さ れ た あ り	小 計	97.8 (100.0)	100.0 (100.0)	—	80.0 (100.0)	98.0 (100.0)	97.3 (100.0)
	6週間	89.0 (91.0)	100.0 (100.0)	—	80.0 (80.0)	88.3 (90.2)	90.0 (92.5)
	6週間を こえる	3.8 (3.9)	—	—	—	5.1 (5.2)	1.8 (1.9)
	未 満	—	—	—	—	—	—
	産前・産後 を通して 12週間	1.2 (1.3)	—	—	—	1.6 (1.6)	0.9 (0.9)
	12週間を こえる	1.6 (1.6)	—	—	—	1.0 (1.0)	2.8 (2.8)
	12週間未満	0.3 (0.3)	—	—	20.0 (20.0)	—	—
	不 明	1.9 (1.9)	—	—	—	2.0 (2.0)	1.8 (1.9)
	規定なし	1.9	—	—	—	2.0	1.8
	不 明	0.3	—	—	—	—	0.9

第2表

生産の割合別事業場の産後休業規定の有無別構成

(%)

規 定			総 数	生産の割合が 1割未満 の事業場	“ 1〜2割未満 “	“ 2〜5割未満 “	“ 5割以上 “	“ 10割 “
合 計			100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0
規 定 の 有 無	規 定	小 計	98.1 (100.0)	100.0 (100.0)	— —	100.0 (100.0)	98.4 (100.0)	97.3 (100.0)
		6週間	88.1 (89.8)	100.0 (100.0)	— —	80.0 (80.0)	89.3 (90.7)	85.4 (87.9)
	未 満	6週間 をこえる	6.3 (6.4)	— —	— —	— —	6.0 (6.2)	7.3 (7.5)
		6週間 未 満	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	休 業	産前産後 を通じて 12週間	1.2 (1.3)	— —	— —	— —	1.6 (1.6)	0.9 (0.9)
		“ 12週間 をこえる	1.6 (1.6)	— —	— —	— —	1.0 (1.0)	2.8 (2.8)
	期 間	“ 12週間 未 満	0.3 (0.3)	— —	— —	20.0 (20.0)	— —	— —
		不 明	0.6 (0.6)	— —	— —	— —	0.5 (0.5)	0.9 (0.9)
	規 定 な し		1.6	—	—	—	1.6	1.8
	不 明		0.3	—	—	—	—	0.9

第3表 女子労働者の割合別合別事業場の厚生医療施設の有無別構成(%)

内 訳 割 合	設 備 有 (94.0)												設 備 な し		
	休 養 室		医 療 室		健 康 室		授 乳 室		保 育 室		学 校 他				
	合 計	あ り	合 計	な し	合 計	あ り	合 計	な し	合 計	あ り	合 計	な し			
純 数	100.0	78.7	21.3	100.0	58.9	41.1	100.0	25.4	74.6	10.0	90.0	100.0	36.4	63.6	6.0
女子労働者の割合別	100.0	78.4	21.6	100.0	67.6	32.4	100.0	20.6	79.4	100.0	94.1	100.0	35.3	64.7	-
3~5割未満	100.0	79.4	20.6	100.0	61.8	38.2	100.0	27.9	72.1	100.0	88.2	100.0	35.3	64.7	-
5 割 以上	100.0	78.4	21.6	100.0	51.4	48.6	100.0	27.7	72.3	100.0	87.8	100.0	37.2	62.8	-
不 明	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-

第4表 女子労働者の割合別合別事業場の保健衛生担当者の有無別構成(%)

女子労働者の割合	合 計	あ						明
		小 計	衛生管理者	保 健 婦	その他	不		
							り	
総 数	100.0	96.1	57.8	13.1	24.8	0.4	3.9	
女子労働者が3割未満の職場	100.0	97.6	56.9	15.0	25.7	-	2.4	
" 3~5 割	100.0	97.2	58.3	13.0	25.9	-	2.8	
" 5割以上	100.0	94.3	58.3	11.8	23.2	-	5.7	
不 明	100.0	100.0	50.0	-	50.0	-	-	

(一) は、3~5割未満の割合

第5表 生産の割合別事業場の妊娠者の把握方法状況 (%)

把握方法	総数	生産の割合 0/割未満 の事業場	1/2割未満	2/3割未満	3/4割未満	4/5割未満	5割以上	10割
合 計	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
所定の書類で届けることになっている	9.7	—	—	—	—	—	9.6	10.7
口答で本人が届けることになっている	16.0	14.2	—	50.0	—	—	12.7	21.8
軽易業務転換または 雇用体系の請求がある まではわからない	47.0	42.9	—	—	100.0	100.0	51.8	38.2
そ の 他	26.6	42.9	—	50.0	—	—	25.9	27.3
不 明	0.7	—	—	—	—	—	—	1.8

第6表 軽易業務転換者の割合別事業場の転換請求方法の状況 (%)

請求方法	統 数	軽易業務 転換者の 割合が 0の事業場	軽易業務 転換者の 割合が 1未満の 事業場	1/2割未満	2/3割未満	3/4割未満	10割	不 明
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
所 定 の 書 類 を 定 め て 届 け る 手 続 き に よ る 手 続 	小計	5.3 (100.0)	4.7 (100.0)	—	7.1 (100.0)	—	10.3 (100.0)	5.3 (100.0)
	医師証明 がある	5.0 (94.1)	4.2 (90.0)	—	7.1 (100.0)	—	10.3 (100.0)	5.3 (100.0)
	医師証明 がない	0.3 (5.9)	0.5 (10.0)	—	—	—	—	—
本人が口答 で申出れば よい	計	64.6 (100.0)	55.7 (100.0)	100.0 (100.0)	92.9 (100.0)	90.9 (100.0)	79.4 (100.0)	94.7 (100.0)
	①	56.1 (86.7)	48.1 (86.4)	81.8 (81.8)	78.7 (84.6)	81.8 (90.0)	71.8 (90.3)	78.9 (83.3)
	②	5.3 (8.3)	4.7 (8.5)	18.2 (18.2)	7.1 (7.7)	9.1 (10.0)	2.5 (3.2)	10.5 (11.1)
	不明	3.2 (5.0)	2.9 (5.1)	—	7.1 (7.7)	—	5.1 (6.5)	5.3 (5.6)
そ の 他	26.3	35.8	—	—	9.1	10.3	—	29.1
不 明	3.8	3.8	—	—	—	—	—	30.7

① 直接の上司に

② 勤労担当者に

第7表

出産者の産前休業日数割合別事業場の休業請求方法

請求方法	総数	産前休業 3週間以内 の産後初 の事業場	1割未満	1〜3割未満	3〜5割未満	5〜10割未満	10割	不明
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
所定の手続を定めて いる書類による 手続	小計	80.3 (100.0)	78.8 (100.0)	89.7 (100.0)	89.0 (100.0)	80.5 (100.0)	76.8 (100.0)	54.2 (100.0)
	医師の証明 が正しい	64.0 (79.7)	70.0 (88.9)	89.7 (100.0)	68.4 (76.9)	66.3 (84.8)	47.8 (62.3)	33.3 (61.5)
	医師の証明 がいない	15.0 (18.7)	7.5 (9.5)	—	17.8 (20.0)	12.2 (15.2)	29.0 (37.7)	16.7 (30.8)
	不明	1.3 (1.6)	1.3 (1.6)	—	2.8 (3.1)	—	—	4.2 (7.7)
本人が口頭で申 し出ればよい		15.0	15.0	6.9	8.2	17.1	20.3	29.2
その他		4.0	3.7	3.4	2.8	2.4	2.9	16.6
不明		0.7	2.5	—	—	—	—	—

第8表

生産の割合別事業場の妊娠者の労働時間の扱い別構成 (%)

労働時間の扱い	総数	生産の割合	1割未満	1〜2割未満	2〜3割未満	3〜4割未満	4〜5割未満	5〜10割未満	10割
		の事業場							
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働時間を変更する	4.4	—	—	50.0	—	—	—	6.1	0.9
労働時間を変更しない	71.4	57.1	—	—	100.0	50.0	74.6	68.2	—
申出があれば変える	23.2	42.9	—	50.0	—	50.0	18.3	30.0	—
その他	0.7	—	—	—	—	—	1.0	—	—
不明	0.3	—	—	—	—	—	—	—	0.9

第9表 生産の割合別 事業場の妊娠者の時間外労働の扱い別構成 (%)

時間外労働の扱い	総 数	生産割合が 1割未満 の事業場	" 1.2割未満 "	" 2.3割未満 "	" 3.4割未満 "	4.5割未満	5.10割未満	10割
合 計	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
時間外労働は 絶対にさせない	29.2	42.9	—	50.0	100.0	—	27.9	30.0
時間外労働 させる	6.6	14.2	—	—	—	—	6.2	7.3
本人の意志に まかせる	60.5	42.9	—	50.0	—	100.0	61.9	59.1
そ の 他	2.5	—	—	—	—	—	2.5	2.7
不 明	1.2	—	—	—	—	—	1.5	0.9

第10表 妊娠中の通院に伴う休業の扱い別事業場数

	合 計	時間内通院を 認めている	時間内通院を 認めない	そ の 他	不 明
総 計	100.0	58.8	39.0	1.1	1.1
1. 年 休 扱 い	100.0	50.3	47.7	0.7	1.3
2. 病 休 扱 い	100.0	67.5	32.5	—	—
3. 欠 勤 扱 い	100.0	43.2	52.7	2.7	1.4
4. 特別休暇扱い	100.0	78.6	17.8	3.6	—
5. そ の 他	100.0	83.6	16.4	—	—
不 明	100.0	63.6	29.3	—	9.1

第11表 妊娠中の通院の扱い別 通院中の給与の有無別事業場数 (%)

給 与	総 数	時間内の通院を 認める事業場	" 認めない事業場	その他の 事業場	不 明
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
有 給	47.6	60.3	28.8	33.3	—
無 給	44.5	39.0	62.7	66.7	50.0
職員(又は給付者)は有給 工員(又は日給者)は無給	2.2	2.6	0.9	—	25.0
不 明	5.7	4.1	7.6	—	25.0

第12表

出産者の産前休業日数別事業場の休業中の給付の有無別状況

給 付		総 数	産前休業が 3週間以上の 産休者 が0の 事業場	1割未満	2割未満	3割未満	4割以上	10割	不 明
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
有	小 計	45.1 (100.0)	60.0 (100.0)	54.8 (100.0)	55.2 (100.0)	26.8 (100.0)	29.0 (100.0)	25.0 (100.0)	100.0 (100.0)
	給付を支給	30.4 (67.4)	35.0 (58.3)	39.7 (72.5)	41.4 (75.0)	14.6 (54.6)	20.3 (70.0)	20.8 (83.3)	100.0 (100.0)
給	給付と健康保険に よる産手当金給	14.7 (32.6)	25.0 (41.7)	15.1 (27.5)	13.8 (25.0)	12.2 (45.4)	8.7 (30.0)	4.2 (16.7)	—
無	小 計	45.8 (100.0)	26.3 (100.0)	43.8 (100.0)	31.0 (100.0)	58.5 (100.0)	59.4 (100.0)	45.8 (100.0)	—
	給付も出産 手当金も無し	0.3 (0.7)	—	—	—	—	1.4 (2.4)	—	—
給	健康による出産 手当金を支給	45.5 (99.3)	36.3 (100.0)	43.8 (100.0)	31.0 (100.0)	58.5 (100.0)	58.0 (97.6)	45.8 (100.0)	—
そ の 他	健康による産手 当金を支給しない	5.0	—	1.4	6.9	12.2	5.8	16.7	—
	職員(又は労働者)は 有給給 工員(又は労働者)は 無給	4.1	3.7	—	6.9	2.5	5.8	12.5	—

第13表

産後休業中の給付の有無別事業場数

(%)

	合 計	有 給			無 給			そ の 他		
		計	給付 を支給	給付と健康 保険による 給付	計	給付も 出産 手当金も 無し	健康に よる 給付	健康に よる 給付と 健康保 険による 給付	日給目 給別	職員に よる 産別
事業場数	100.0	45.1 (100.0)	30.4 (67.4)	14.7 (32.6)	45.8 (100.0)	0.3 (0.7)	45.5 (99.3)	5.0	2.5	1.6

第14表 母性保護に関する事業場の対策指導状況

事 項	回 答 事 業 場 数	
果 計 数	100.0	
I 労働条件に関するもの	(100.0)	9.7
産前産後休業中の給与支給	(13.2)	1.3
法定産休期間の延長、年休又年分の一括支給	(13.2)	1.3
生理休暇を必要日数支給	(2.6)	0.2
妊娠中の通院、つわり休暇、間食時間の制度を設ける	(36.8)	3.6
妊婦には時間外労働をさせない	(9.9)	0.8
妊婦の労働時間の短縮、時差出勤の実施 保育後の再就職を考慮している	(26.3)	2.5
II 労務管理に関するもの	(100.0)	12.0
妊婦の早期把握	(4.3)	0.5
母子手帳を所持させる ※	(2.1)	0.2
産休の完全消化を指導 ※	(2.1)	0.2
分娩費無料（病院経営） ※	(2.1)	0.3
産休者代替要員を予算化	(14.9)	1.8
年長婦人、女子を管理者として現場に配置	(6.4)	0.8
妊婦の軽作業への転換、過重労働の防止	(66.0)	7.9
妊婦が働きやすい環境をつくることに留意 ※	(2.1)	0.3
III 衛生管理に関するもの	(100.0)	17.4
助産婦、看護婦を専属配置し、妊産婦の相談、指導を行なっている	(27.9)	4.8
衛生管理者に、とくに妊産婦に対し、留意させている	(14.7)	2.5

事 項	回 答 事 業 場 数	
指定医師、又は保健所、診療室による妊婦の定期健康診断、相談を行っている	(33.8)	5.9
健康管理センターを設け、指導している	(1.5)	0.3
とくに妊婦の作業環境の衛生を強化(冷暖房等)	(7.4)	1.3
産後者の出勤後の健康診断、指導を実施	(4.4)	0.8
切迫流産、異常妊娠、出産の予防対策	(2.9)	0.5
その他	(7.4)	1.3
IV 育児に関するもの	(100.0)	5.6
帰宅授乳を認めている	(9.1)	0.5
法定育児時間の延長	(13.6)	0.8
託児、授乳施設を設置、又は設置予定	(65.6)	3.6
おむつ洗濯場を完備	(9.1)	0.5
乳幼児の栄養相談	(4.6)	0.2
V 母性保護についての啓蒙	(100.0)	7.9
母性保護規定を積極的に周知 ※	(3.2)	0.3
講座、講演会、懇談会等の開催、資料、圖書の配布、あつ旋	(67.8)	5.4
母性保護月間を設け、重点的に指導 ※	(3.2)	0.2
家族計画について指導	(25.8)	2.0
VI その他	(100.0)	18.1
労働基準法を守って常識程度に配慮している	(46.5)	8.4
現場の直接管理者にまかせている	(29.6)	5.4
同僚間で妊産婦をいたわるよう指導	(5.6)	1.0

事 項	回 答 事 業 場 数	
妊娠中の和服着用を認めている	(1.4)	0.2
「妊娠中は勿くほど身体によい」という土地の慣習なので何もしない。	(1.4)	0.3
女子、又は出産者が少ないので配慮しない	(8.5)	1.5
産後退職者をなくすよう努力している	(2.8)	0.5
小規模経営なので母性保護まで手がまわらない	(1.4)	0.3
妊娠退職者が多いので着えていない	(1.4)	0.3
出産見舞金を支給	(1.4)	0.2
VII 特になし	—	29.3

第 5 表 妊娠・出産者についての労務管理上の問題点

事 項	回 答 事 業 場 数	
累 計 数	100.0	
I 勤務態度意識の問題	(100.0)	28.0
妊娠・出産に伴う勤務手続さがルーズ	(3.4)	1.0
家事・育児に伴う不時の無断欠勤、遅刻が多い	(47.9)	13.4
労働意欲、作業能率低下 鈍化	(29.4)	8.2
職業意識が不足	(2.5)	0.7
妊娠すると感情・精神が不安定になる	(0.9)	0.3
女子自体が妊娠を恥すかしがる	(0.8)	0.2
軽易業務転換すると、元の職場に戻りたがらない	(0.9)	0.3
就学時期、PTAの時など欠勤(休暇)者が重なる	(0.8)	0.2
収入の関係で、産休、軽易業務転換を請求したくない	(2.5)	0.7
生理休暇の悪用	(0.9)	0.3
授乳時間がルーズである	(0.8)	0.2
所定の産休後、出勤しない	(5.1)	1.4
妊娠を隠して入社し、出産後退職する	(0.8)	0.2
全てに態度が曖昧である	(0.8)	0.2
欠勤率は高くなるが、職場での作業態度はよくなる	(0.8)	0.2
妊娠・出産に対する認識が不足している	(0.9)	0.3
母性保護の成を外すれた行動をする	(0.8)	0.2
II 産休者の代替雇用労働者について	(100.0)	9.2
長期休暇で人件費がかかる	(2.6)	0.2

事 項	回 答 事 業 場 数	
産休者、退職者の代替補充が困難（求人難、短期雇用）	(61.5)	5.7
代替者では能率が落ちる	(10.2)	1.0
遊休労働力となること	(2.6)	0.2
代替制度がない	(15.4)	1.4
出産者増加で現行の代替要員制度では間に合わない	(7.7)	0.7
Ⅲ 作業管理	(100.0)	17.2
出産者の増加による人手不足で、他へしわ寄せが起る	(15.0)	2.6
人手不足で生産性の低下	(17.8)	3.1
妊娠・出産の把握困難、妊娠中 仕事の減量のため 服務編成が困難	(4.1)	0.7
突然の欠勤、退職で作業計画が立たない	(9.6)	1.7
労働時間、作業内容の制約、休日労働、残業がでない	(8.2)	1.4
年休が時効なしのため、産後まとめて取る	(1.3)	0.2
つわり等による長期欠勤	(9.6)	1.7
出産者増加による人員配置、配転の困難	(8.2)	1.4
妊婦は中座が多い	(1.4)	0.2
育児時間または前後落ち着かない	(1.4)	0.2
しわ寄せ防止のための臨時採用	(1.4)	0.2
事務系の場合、代替カバーはできぬ	(9.6)	1.7
育児時間中、通院中の作業カバー	(4.1)	0.7
産休者に対する人間関係	(1.4)	0.2
特殊雇種の代替、配転	(5.5)	1.0

事 項	回 答 事 業 場 数	
通院(有給)のため外出が多い	(14)	0.2
IV 困らない	(100.0)	28.7
なし	(82.8)	23.7
妊娠、出産は女に当然で当初から計画的に管理している(また、できる)	(6.6)	1.9
妊娠、出産者が増えることは好ましくないと思うが、現実にはとくに内題としてとりあげていない	(1.6)	0.9
妊娠、出産による問題はあっても止むを得ない(問題外)と思う	(7.4)	2.1
健康管理の意識も高くなり、代替予備制度があるので困らない	(1.6)	0.5
V 人 事 管 理	(100.0)	12.7
技能も低下するのに他と同様に扱うこと	(1.8)	0.2
配属する程、要求水準が高くなる	(1.8)	0.2
産休は長期なので困る	(9.3)	1.2
職場の出勤率低下の要因となる	(9.3)	1.2
つわりを傷病(有給)休暇でとる	(3.7)	0.5
妊娠産休後の退職者が多い	(18.5)	2.4
既婚者、出産者が増加の傾向にある	(11.1)	1.4
産休者が重なること	(14.8)	1.9
事務・販の産休と学卒採用期の不一致	(9.3)	1.2
長期休暇なので責任ある地位に置けない	(5.6)	0.7
妊娠時に退職意欲不明で求人対策が立たない	(7.4)	1.0
共稼ぎが増え、労働力の新陳代謝ができない	(1.8)	0.2

事 項	回 答 事 業 場 数	
既婚者の人事異動困難、作業場で敬遠される	(1.9)	0.2
組合員なので止めろと言えない	(1.8)	0.2
産前をまわし、産後休業の延長	(1.9)	0.2
VI その他	(100.0)	2.8
出産後は止めた方が労使共にいい	(8.3)	0.2
妊産婦の保護と企業が行なうことには矛盾があると思う	(25.0)	0.7
人手不足、求人難のため、無理でも聞かなければならぬ	(16.7)	0.5
仕事に慣れたと思うと出産退社で企業の損失	(8.3)	0.2
持病は妊娠は困る	(8.3)	0.2
労力カとしての信頼がもてない	(16.7)	0.5
人工栄養で育児時間減少の傾向	(8.3)	0.2
個人差があり、一様に言えない	(8.4)	0.3
VII 施設、制度	(100.0)	0.9
求人難 解消のための託児所設置を迫られている	(25.0)	0.2
育児室の要求に応えられない	(25.0)	0.2
育児室利用の増加で間に合わない	(50.0)	0.5
VIII 衛生管理	(100.0)	0.5
切迫流産が増え、その原因、実態が把握しにくい	(50.0)	0.3
つわりがひどくても申し出ない	(50.0)	0.2

オ1表 生死産別出産者数

(%)

	合 計	生 産			死 産
		小 計	正産産	異常産	
総 数	1000	81.2 (100.0)	84.3 (79.2)	15.7 (19.4)	18.8

オ2表 初経産別、生死別出産者の年齢階層別構成

(%)

	総 数				初 産				経 産				
	計	産			計	産			計	生	産		
		小 計	正 常 産	異 常 産		不 明	小 計	正 常 産			異 常 産	不 明	
合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
25歳未満	19.7	20.1	20.7	18.3	17.8	29.3	31.4	23.3	26.7	70	87	200	91
25~30	44.4	48.2	47.4	50.5	28.2	47.4	51.8	52.6	23.3	42.5	44.4	600	33.1
30~35	30.1	26.5	27.2	24.3	45.6	20.6	14.4	19.6	45.0	41.9	33.3	—	46.3
35~40	4.2	4.0	3.5	5.9	5.0	2.0	1.7	3.0	2.3	7.1	11.6	200	7.4
40歳以上	0.4	0.2	0.2	—	1.3	0.1	—	—	0.8	0.5	—	—	1.6
不 明	1.2	1.0	1.0	1.0	2.1	1.0	0.7	1.5	1.7	1.1	1.4	—	2.5

オ3表 生死産別出産者の軽易業務転換の有無別構成 (%)

軽易業務転換		計	生 産				死 産
			小 計	正常産	異常産	不 明	
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転換した	小 計	20.9 (100.0)	22.3 (100.0)	22.1 (100.0)	23.8 (100.0)	13.4 (100.0)	14.9 (100.0)
	自分で申し出た	10.0 (47.9)	10.3 (46.3)	10.5 (47.5)	9.9 (41.7)	6.7 (50.0)	8.7 (58.3)
	産場の方で転換させてくれた	10.6 (50.6)	11.6 (52.0)	11.4 (51.4)	12.9 (54.1)	6.7 (50.0)	6.2 (41.7)
	不 明	0.3 (1.5)	0.4 (1.7)	0.2 (1.1)	1.0 (4.2)	—	—
転換しない	小 計	78.8 (100.0)	77.4 (100.0)	77.9 (100.0)	74.7 (100.0)	86.6 (100.0)	85.1 (100.0)
	必要がなかった	64.3 (81.5)	63.7 (82.3)	65.3 (83.9)	56.9 (76.2)	66.7 (76.9)	66.8 (78.5)
	必要であったが申し出なかった	11.1 (14.1)	10.2 (13.3)	9.2 (11.8)	14.3 (19.2)	13.2 (15.4)	14.9 (17.6)
	申し出たが換えられなかった	0.7 (0.9)	0.9 (1.1)	0.5 (0.6)	2.0 (2.6)	6.7 (7.7)	—
	不 明	2.7 (3.5)	2.6 (3.3)	2.9 (3.7)	1.5 (2.0)	—	3.4 (3.9)
不 明		0.3	0.3	—	1.5	—	—

オ4表 生死産別出産者中軽易業務転換者の転換時期別構成 (%)

転換の時期	計	生 産				死 産
		小 計	正常産	異常産	不 明	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
妊娠3ヵ月未満	7.1	6.9	7.1	6.2	—	8.3
“ 3 ~ 5 “	27.5	25.3	24.0	27.1	100.0	41.7
“ 5 ~ 10 “	62.1	65.7	66.1	66.7	—	38.9
“ 10ヵ月以上 “	0.7	0.4	0.6	—	—	2.8
不 明	2.6	2.2	2.2	—	—	8.3

表 出産者中「軽易業務転換が必要であったが申し出なかった者」の理由

項	目	(%)
合	計	100.0
会社に定めがないから		2.7
軽易業務転換の制度があることを知らなかった		10.6
手続きが複雑なため		1.3
軽易業務転換は出来ないと聞いた		0.7
申し出ても軽易業務転換させてもらえなかった		6.0
申し出ても軽易業務転換させてもらえないと思った		7.3
申し出にくい雰囲気がある。又は気がぬけた		6.7
会社・上司に迷惑を言出せなかった		5.3
上司に小言を言われるから。又はいやがられるから		1.3
同僚がうるさい		2.0
軽易業務の転種がない。	}	16.6
特殊技能による転種なので転換できない		
軽易業務転換の例がないから自分だけ申し出るのがいやだった		6.0
同僚がかばってくれるので辛抱した		3.3
辛抱できると思った		4.0
職場環境がよかったから		2.7
馴れた仕事の方がよかったから		6.0
上司が作業内容を配慮してくれたから		0.7
諸支給のため慣れた仕事があった		0.7
交替要員がいらない。又は人手不足なので		6.7
同僚に迷惑をかけるから		1.3
同職場で妊娠者が重なった		0.7
日勤だけになると子供の世話ができないので申し出なかった		0.7
一度職場を変えると、復帰できないから		0.7
自分で仕事を調節した		2.7
その他(早産、時期病欠に入った。休暇 流産した)		3.3

妊 娠 中 の 異 常		産 生					産	
		計	小 計				死 産	
			正 常 産	異 常 産	不 明			
つわり	合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
	軽 微	45.6	472	486	420	200	397	
	重 微	32.1	330	323	362	400	289	
	不 明	22.3	198	191	218	400	314	
切迫流産	合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
	あ り	15.3	85	81	130	600	355	
	し	800	858	888	841	400	595	
	不 明	47	47	51	29	—	50	
妊娠中毒症	合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
	あ り	167	158	140	232	400	198	
	し	79.5	814	829	754	600	727	
	不 明	3.8	28	31	14	—	75	
胎児の位置	合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
	正 常	83.7	863	893	696	1000	744	
	横 位	3.1	35	28	73	—	16	
	不 明	80	88	73	174	—	50	
合 計		521	14	46	57	—	190	

表 生死産別 出産者中 異常があつた者の異常発生時期別
 構成
 (%)

異常発生時期		計	生 産				死 産
			小 計	正常産	異常産	不 明	
切 迫 流 産	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妊娠3月末迄	21.4	28.9	32.0	15.6	75.0	10.3
	" 3~5 "	35.9	33.4	37.2	28.1	—	39.7
	" 5~10 "	35.9	28.9	28.2	34.4	—	46.1
	" 10月以上	0.5	—	—	—	—	1.3
	不 明	8.3	8.8	2.6	21.9	25.0	2.6
妊 娠 中 毒 症	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妊娠3月末迄	3.0	1.3	1.0	2.1	—	8.2
	" 3~5 "	7.1	4.1	4.1	4.1	—	16.3
	" 5~10 "	72.1	73.6	72.5	77.1	50.0	67.3
	10月以上	5.6	6.1	7.1	2.1	50.0	4.1
	不 明	12.2	14.9	15.3	14.6	—	4.1

表8 発生死亡別、出産者中異常があつた者の欠勤日数別構成

(%)

異常発生時期	計	生			産	死	産
		小計	正常産	異常産	正常 不	異常 明	
合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1 ~ 3日	228	25.4	27.6	18.8	—	—	147
4 ~ 7日	151	16.1	17.8	10.4	—	—	120
8 ~ 10日	81	7.2	8.5	10.4	—	—	107
10日以上	402	38.6	41.6	27.1	33.3	33.3	453
不 明	138	12.7	8.5	33.3	66.7	66.7	113
合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1 ~ 3日	193	22.8	23.1	25.0	—	—	141
4 ~ 7日	115	8.8	10.3	6.2	—	—	153
8 ~ 10日	78	8.8	11.5	3.1	—	—	64
10日以上	338	35.1	37.2	31.3	33.3	33.3	321
不 明	276	24.5	17.9	34.4	66.7	66.7	321
合 計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1 ~ 3日	319	31.8	34.7	27.1	—	—	326
4 ~ 7日	52	6.1	8.2	2.1	—	—	21
8 ~ 10日	30	2.7	3.1	2.1	—	—	41
10日以上	132	8.1	7.1	10.4	—	—	286
不 明	467	51.3	46.9	58.3	1000	1000	326

つわり(重症)

切迫流産

妊娠中毒症

表9 分娩別 妊娠中の異常の有無別 出産者の健康状態 (%)

健康状態	総数				生		産		死		産	
	計	妊娠中異常があった	妊娠中異常がなかった	不明	計	妊娠中異常があった	妊娠中異常がなかった	不明	計	妊娠中異常があった	妊娠中異常がなかった	不明
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
病氣した	237	268	206	182	231	264	206	182	261	277	211	
病氣しない	684	653	720	659	691	656	723	659	656	647	684	
不明	79	79	74	159	78	80	71	159	83	76	105	
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
どこも健康	278	228	340	182	287	232	342	182	241	217	316	
普通	617	641	591	614	618	650	591	614	614	620	597	
よく病氣する	24	32	15	23	18	26	11	23	50	49	53	
時々病氣する	61	79	42	45	59	77	45	45	66	81	17	
不明	20	20	12	136	18	15	11	136	29	33	17	

才10表 生死産別 出産者中 経産者の過去における異常産の経験の有無別構成(%)

異常産の経験		総 数	生 産				死 産
			計	正 常	異 常	不 明	
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あ り	小 計	36.9 (100.0)	30.0	25.8	50.7		61.2
	生 産	38.4	47.3	44.6	57.1	—	23.0
	死 産	54.7	47.3	50.0	37.2	100.0	67.6
	不 明	8.9	5.4	5.4	5.7	—	9.4

才11表 生死産別 出産者の過去における人工妊娠中絶の経験の有無別構成(%)

人工妊娠中絶の経験		総 数	生 産				死 産
			計	正常産	異常産	不 明	
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
あ	り	11.0	9.5	10.0	7.9	—	17.8
な	し	86.8	88.2	87.6	91.1	86.7	80.5
不	明	2.2	2.3	2.4	1.0	13.3	1.7

才12表 生死産別 出産者の通院日数別構成(%)

規模通院日数		総 数	生 産				死 産
			小 計	正常産	異常産	不 明	
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5	日 以 下	8.3	6.8	7.6	4.0	—	14.9
6	～ 10 日	32.9	34.4	36.4	27.7	13.3	26.6
11	～ 20 日	38.8	40.9	40.4	41.1	66.7	29.9
21	日 以 上	15.5	13.6	11.9	21.3	6.7	23.6
不	明	4.5	4.3	3.7	5.9	13.3	5.0

(%)

表 3 初産別分娩時間における妊婦の好転率の状況

勤務時間	総数				初産				産				産			
	計	生			計	生			計	生			計	生		
		小計	正常産	異常産		不明	死産	小計		正常産	異常産	不明		死産	小計	正常産
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤務時間を変えた	44	44	42	45	41	39	38	38	49	51	48	5.8	20.0	4.1		
小計	95.3	95.3	95.7	95.0	95.6	95.8	96.0	95.5	94.7	95.2	94.2	6.0	95.1			
申し出れば変更してもならぬ	22.9	23.0	24.2	18.8	23.0	24.1	25.1	21.0	22.7	24.4	14.5	—	27.3			
申し出ても変更してもならぬ	24.0	24.1	25.3	19.8	24.1	25.2	26.1	22.1	23.9	24.2	15.4	—	28.7			
申し出ても変更してもならぬ	45.0	44.0	44.5	42.6	44.0	43.8	44.8	40.6	46.3	44.4	46.4	4.0	52.9			
わからぬ	15.7	16.5	15.6	20.8	16.8	16.8	15.3	32.6	14.3	16.1	17.4	—	8.3			
不明	11.7	11.8	11.4	12.8	11.8	11.1	10.8	11.3	11.4	12.8	15.9	2.0	6.6			
不明	12.3	12.4	11.9	13.5	12.4	11.6	11.3	11.8	12.1	13.5	16.9	3.3	7.0			
不明	0.3	0.3	0.1	0.5	0.3	0.3	0.2	0.7	0.4	0.2	—	—	0.8			

ヤム表 初産産別生死室別出生者の妊娠中における時間外労働の状況

(%)

時間外労働	産			初産			産			産		
	計	小計	正常産	異常産	不明	死産	計	小計	正常産	異常産	不明	死産
合計	7000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
時間外労働	349	372	376	341	533	249	369	306	386	370	600	284
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	240	249	266	197	133	199	251	251	262	226	100	250
自分の意志で	(68.6)	(66.9)	(70.1)	(57.8)	(25.0)	(80.0)	(67.9)	(55.0)	(67.8)	(60.8)	(16.7)	(38.2)
	96	85	72	100	200	37	79	92	78	130	200	17
	(21.9)	(22.9)	(19.1)	(38.0)	(37.5)	(15.0)	(21.5)	(23.7)	(20.2)	(35.3)	(33.3)	(5.9)
命令で	33	38	40	14	200	13	39	43	46	15	300	17
	(9.5)	(10.2)	(10.8)	(4.2)	(37.5)	(5.0)	(10.6)	(11.3)	(12.0)	(3.9)	(50.0)	(5.9)
	649	625	624	649	400	751	628	611	614	616	400	716
その他	0.2	0.3	—	1.0	6.6	—	0.3	0.3	—	1.4	—	—
	0.2	0.2	—	—	—	—	0.2	0.2	—	—	—	—
	20.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

オ15表 生死産別 出産者の妊娠中の通勤利用交通機関別構成 (%)

交通機関	計	生 産				死 産
		小 計	正常産	異常産	正常異常 産 不明	
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国鉄・私鉄地下鉄	10.4	10.3	9.9	11.5	15.8	11.0
都 市 電	4.2	4.3	4.3	4.1	—	4.1
バ ス	25.2	26.2	25.9	27.4	26.3	20.3
自 転 車	9.5	9.6	10.7	5.7	5.3	9.3
徒 歩	48.8	47.8	47.4	49.7	47.3	53.0
そ の 他	1.7	1.7	1.7	1.6	—	2.0
不 明	0.2	0.1	0.1	—	5.3	0.3

オ16表 生死産別 出産者の作業場における冷暖房設備の有無別
状況 (%)

冷暖房設備		総 数	生 産				死 産
			計	正常産	異常産	不 明	
冷 房 設 備	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	あ り	34.7	34.9	34.7	34.2	53.3	34.0
	な し	60.9	60.3	61.1	59.4	26.7	63.5
	不 明	4.4	4.9	4.2	6.4	20.0	2.5
暖 房 設 備	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	あ り	80.3	80.3	79.7	82.7	80.0	80.5
	な し	18.0	17.8	18.3	16.3	13.3	18.7
	不 明	1.7	1.9	2.0	1.0	6.7	0.8

表17 妊娠中の身体に及ぼす冷暖房の影響について

影 響 の 内 容		%	
合 計		100.0	
冷 房	冷房が不完全で暑く、身体にこたえた	4.1	
	製品中心の冷房のため、不完全で身体にこたえた	1.8	
	妊娠中特に疲労を感じた	1.2	
	だるい、疲労感があった	4.1	
	強すぎて、気分が悪くなった	14.8	
	外気との温度差のため、外に出た時気分が悪い。だるい。	6.5	
	つわりの時、特に気分が悪かった	0.6	
	むくみ、体足の冷えがひどかった	32.5	
	腰が痛んだり、冷えたりした	5.3	
	肩こり、神経痛、リウマチが起った	3.6	
	風邪をひき易かった。ぜんそくになった。	2.4	
	お腹がはる、腰痛、下痢	3.0	
	吐気、頭痛	1.2	
	貧血、血圧低下	1.2	
	房	{ 流産の原因ではないかと医師に言われた 流産を起し易い。 }	4.7
冷房は特に母体にはよくないと思った		9.5	
換気が悪く、体に良くない		0.5	
合 計		3.0	
合 計		100.0	
暖 房	{ 暖房が不完全で冷えるので、自分で、洋服、カイロ等で 体温を保った。 }	37.1	
	製品中心の暖房のため、寒く、身体が冷えた	4.1	
	下半身、又は足だけ暖まって寒かった	3.1	
	暖房が不完全でよくなかった	5.1	
	必要以上に暑く、気分が悪くなることが多かった	5.2	
	換気が悪く、気分が悪くなった	10.3	
	湿風のため、つわりの時気分が悪くなった	3.1	
	つわりの時には気分が悪くなる	5.2	
	上半身だけ暖まって気分が悪かった	5.2	
	房	暖房が効きすぎて疲労の原因となった	4.1
		頭痛がした	5.1
		外気温との差で外に出て、風邪をひき易かった	4.1
		吐気、目まいがした	3.1
		のどが痛んだ。気管支炎を起した。	3.1
		身体が不調となった	2.1

表 18 初産、初経産、死産内容別、死産の時期別死産数

(%)

死産の時期	総数						初産						経産					
	計	自然			人	工 死産による 死産	計	自然			人	工 死産による 死産	計	自然			人	工 死産による 死産
		小計	流産	死産				小計	流産	死産				小計	流産	死産		
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
妊娠 4ヶ月	17.1	75	31.3	—	143	333	—	142	15.8	—	53	200	—	192	323	—	235	400
" 5ヶ月	128	127	226	—	143	333	—	108	109	207	105	400	—	144	242	—	17.6	300
" 6ヶ月	125	132	235	—	86	200	—	83	99	189	—	—	—	164	274	—	17.7	—
" 7ヶ月	117	127	226	—	57	133	—	150	158	302	105	400	—	96	161	—	—	—
" 8ヶ月	117	137	—	31.1	—	—	48	87	79	—	—	—	—	192	—	426	5.9	143
" 9ヶ月	67	68	—	15.6	57	—	95	75	70	—	105	—	143	68	—	167	—	—
" 10ヶ月	267	234	—	53.3	457	—	76.2	367	327	—	579	—	786	144	—	357	29.4	714
" 11ヶ月	208	—	—	—	57	—	95	208	—	—	53	—	71	—	—	—	5.9	143

表 19 初産、死産、流産、中絶、全産の年齢階級別構成

(%)

年齢階級	総数					初産					死産					流産					中絶					全産				
	自		然		人	自		然		人	自		然		人	自		然		人	自		然		人	自		然		人
	計	小計	流産	死産	小計	計	小計	流産	死産	小計	計	小計	流産	死産	小計	計	小計	流産	死産	小計	計	小計	流産	死産	小計	計	小計	流産	死産	小計
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
25歳未満	198	190	226	145	111	190	190	302	250	211	267	277	302	250	211	267	277	302	250	211	267	277	302	250	211	267	277	302	250	211
25歳~30歳未満	402	385	374	400	500	620	333	509	437	474	475	475	509	437	474	475	475	509	437	474	475	475	509	437	474	475	475	509	437	474
30歳~35歳	337	342	313	378	305	190	467	113	271	263	200	188	113	271	263	200	188	113	271	263	200	188	113	271	263	200	188	113	271	263
35歳~40歳	46	49	52	44	28	—	67	38	21	—	25	30	38	21	—	25	30	38	21	—	25	30	38	21	—	25	30	38	21	—
40歳以上	16	10	—	22	56	133	—	—	—	—	08	—	—	—	—	08	—	—	—	—	—	08	—	—	—	—	08	—	—	—
不明	21	24	35	11	—	—	—	38	21	—	25	30	38	21	—	25	30	38	21	—	25	30	38	21	—	25	30	38	21	—

才20表 初産別 人工妊娠中絶および人工早産等による死産の理由別構成
(%)

理 由		総 数	初 産	経 産
合 計		100.0		
人工妊娠中絶	小 計	41.7 (100.0)	(100.0)	(100.0)
	経済的理由で	(-)	(-)	(-)
	健康状態が悪いため	(80.0)	(80.0)	(80.0)
	育児計画がたてなかった	(6.7)	(-)	(10.0)
	そ の 他	(13.3)	(20.0)	(10.0)
人工早産等による死産	小 計	58.3 (100.0)	(100.0)	(100.0)
	母体側の疾患による	(52.3)	(50.0)	(57.1)
	胎児側の疾患による	(9.6)	(7.1)	(14.3)
	そ の 他	(33.3)	(42.9)	(14.3)
	不 明	(4.8)	(-)	(14.3)

表 2 / 表 初至産別、死産原因に対する本人の考え (%)

本人の考え	総 数						初 産						経 産					
	自 然			人 工			自 然			人 工			自 然			人 工		
	計	小	流	死	計	中	計	小	流	死	計	中	計	小	流	死	計	中
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
不注意又は無理 があったと思う	506	531	626	411	361	400	333	475	525	641	396	—	538	613	428	529	600	429
不注意又は無理 はなかったと思う	461	444	348	567	555	467	619	491	445	321	583	1000	442	371	548	353	200	571
わからない	04	05	—	11	28	67	—	—	—	—	—	—	10	—	24	59	100	—
その他	08	05	09	—	56	66	48	17	10	19	—	53	—	—	—	59	100	—
不明	21	15	17	11	—	—	—	17	20	19	24	—	10	16	—	—	—	—

オ22表 勤続年数別、出産者の産前産後休業、軽易業務転換の規定に対する関心度 (%)

関心度	総数	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
知っていた	938	759	874	915	953	962	800
知らなかった	53	172	101	78	45	34	100
不明	09	69	25	07	02	04	100
合計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
知っていた	491	310	345	426	490	554	450
知らなかった	491	586	613	560	497	436	450
不明	18	104	42	14	13	10	100

(%)

オ23表 年齢階級別出産者の今後妊娠、出産した場合の退胎意志の有無の状況

年 齢	総 数	や め る				や め な い	わ か ら な い	不 明
		計	出 産 前	出 産 後	わ か ら な い			
合 計	100.0	242 (100.0)	8.0 (34.0)	13.3 (56.7)	0.3 (1.0)	40.7	34.4	0.7
25 歳 未 満	100.0	284 (100.0)	12.3 (43.0)	14.6 (51.4)	—	1.6	8.0	12.8
25 ~ 30 歳	100.0	246 (100.0)	7.3 (30.7)	12.7 (56.9)	—	3.0 (12.4)	34.7	0.9
30 ~ 35	100.0	225 (100.0)	6.7 (30.5)	13.8 (63.4)	0.5 (2.4)	42.2	34.8	0.5
35 ~ 40	100.0	152 (100.0)	7.4 (57.1)	3.7 (28.6)	—	1.9 (14.3)	21.7	—
40 歳 以 上	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0	—
不 明	100.0	143 (100.0)	—	6.7 (50.0)	6.7 (50.0)	—	35.9	9.1

オ244表 勤続年数別出産者の今後の妊娠、出産した場合の退職意志等の状況

(%)

勤続年数	総数	やめ				る		やめない	わからない	不明
		計	出産前に	出産後に	わからない	わからない	不明			
合計	100.0	241 (100.0)	79 (34.0)	132 (56.7)	0.2 (1.0)	2.0 (8.3)	41.1	34.1	0.7	明
1年未満	100.0	207 (100.0)	69 (33.3)	138 (66.7)	—	—	31.0	41.4	6.9	—
1~3年	100.0	226 (100.0)	92 (42.3)	118 (53.8)	—	0.8 (3.9)	48.0	29.4	—	—
3~5年	100.0	248 (100.0)	99 (40.0)	99 (40.0)	14 (5.7)	3.6 (14.3)	47.5	27.7	—	—
5~10年	100.0	237 (100.0)	83 (35.6)	125 (53.8)	0.2 (1.0)	2.2 (9.6)	40.4	34.9	1.0	—
10年以上	100.0	247 (100.0)	72 (30.4)	150 (63.2)	—	1.5 (6.4)	39.2	35.7	0.4	—
不明	100.0	211 (100.0)	—	150 (75.0)	—	5.0 (25.0)	31.6	42.1	5.2	—

出産に関する実態調査票（事業場票）

都道府県 番号		産業分類 番号	
事業場 番号		現模 番号	

記入年月日	
調査者氏名	
点検者氏名	

事業場名

事業の内容

所在地

面接者所属氏名

労働者数 総数 人 男

人 女 人（有夫者 人）

1. 労働時間	1 始終業の時刻	イ 時 分 ～ 時 分 ロ 時 分 ～ 時 分 ハ 時 分 ～ 時 分
	2 休憩・休息時間	イ 時 分 ～ 時 分 ロ 時 分 ～ 時 分 ハ 時 分 ～ 時 分
	3 所定労働時間	時間 分
2. 休日	ノ 週 日（ 曜 ）ノカ月 日	
3. 病気休暇 その他の休暇		
4. 産前産後休業	産前 日間 産後 日間	
5. 育児時間	ノ 日 回 各 分	
6. 生理休暇	ノカ月 日	
7. 社会保険の加入状況	イ 健保 ロ 火保 ハ 厚生 ニ 労災 ホ 共済	
8. 厚生施設	イ 医療室 ロ 休養室（ニ男女別あり ｂなし） イ 授乳室 ロ 保育室 ハ その他（ ）	
9. 保健・衛生専任担当者の有無	イ. あり（ニ衛生管理者 ｂ保健婦 ｃその他（ ）） ロ. なし	
10. 女子労働者の勤続年数	イ. 平均 年 ロ. 最高 年	
11. 女子労働者の主な職種		

12. 出産者数

(1) 年齢別数

	合 計	25歳未満	25~30歳未満	30~35歳未満	35~40歳未満	40歳以上
総 数						
生 産						
死 産						

(2) 軽易業務転換別数

	合 計			直接部門			間接部門		
	計	軽易業務 に転換し たもの	しないもの	計	軽易業務 に転換 したもの	しないもの	計	軽易業務 に転換 したもの	しないもの
総 数									
生 産									
死 産									

13. 産前休業者数

	合 計	1~7日	8~21日	22~42日	43日以上	日数不明
総 数						
生 産						
死 産						

14. 妊娠したものは、把握できるようになっているか

(1) 所定の届出書類で届けることになっている	
(2) 口頭で本人が届けることになっている	
(3) 軽易業務転換または産前休業の請求がある までは、わからない	
(4) そ の 他	

15. 妊娠 出産者による退職状況

- (1) イ やめるものが多い ロ やめないものが多い ハ その他()
- 2 イ 産前にやめるものが多い ロ 産後にやめるものが多い ハ 産前と産後と同じくらい

16. 妊娠者が軽易業務に転換する必要がある業務

- イ. あり } その職種 作業の内容
ロ. なし

17. 妊娠者の労働時間

- (1) 産前休業前の労働時間 イ. 変更する ロ. 変更しない
ハ. 申出があれば考える
(2) 産前休業前の時間外労働 イ. 絶対にさせない ロ. させる
ハ. 本人の意志にまかせる

18. 妊娠に伴う通院の扱い

- (1) 時間内の通院 イ. 認めている ロ. 認めていない
(2) 通院は イ. 年休 ロ. 病休 ハ. 欠勤 ニ. 特別休暇

19. 軽易業務転換の請求の方法

(1) 所定の書類による手続き	イ. 定めている (医師の証明 いる いない) ロ. 定めていない
(2) 本人が口頭で申出ればよい	イ. 直接の上司へ ロ. 勤労(又は人事)担当課へ
(3) その他	

20. 産前休業の請求の方法

(1) 所定の書類による手続き	イ. 定めている (医師の証明 いる いない) ロ. 定めていない
(2) 本人が口頭で申出ればよい	
(3) その他	

21. 妊娠、出産に伴う休業中の給与

- (1) 妊娠中の通院 イ. 有給 () ロ. 無給
(2) 産前休業 イ. 有給 (日 間 %) ロ. 無給 } 健保による出
(3) 産後休業 イ. 有給 (日 間 %) ロ. 無給 } 産手当金支給

22. 母性保護に關しての指導、対策あるいは妊娠婦である女子労働者に対する配慮等について

23. 妊娠、出産者について労務管理上困る点

24. 調査者の意見、感想

秘

出産に関する実態調査票（個人票）

都道府県 番号		産業分類 番号		記入年月日	
事業場 番号			調査者氏名		
個人票 番号		現 場 番 号		点検者氏名	

1. 仕事 (1) 職種 (2) 作業の内容
2. 結婚・家庭
 - (1) 結婚の時期 年 月
 - (2) 夫の職場 1. 本人と同じ 2. その他の職場
 - (3) 家族 1. 子供 人 2. その他 人
3. 計 人 夫、本人を含めて
 - (4) 家計の主な支持者 a 夫 b 本人 c その他 ()
3. 産前休業について
 - (1) 休業日数 日間とった
 - (2) 休業が6週間未満の場合、その理由
 1. 予定より早く生まれた 2. 仕事がいそがしかった
 3. やすむと給料がもらえない 4. 職場に気がねした
 5. 交替要員がいなかった 6. つとめに出る方がらくだった
 7. 異常もなく、仕事してもいいと思った 8. その他 ()
 - (3) 産前休業の請求の方法
 1. 会社の定めによる (請求の時期 提出した書類)
 2. とくに定めはない ()
4. 産後休業について
 - (1) 休業日数 日間とった
 - (2) 休業が6週間未満の場合、その理由
 1. 体の調子がよかった 2. つとめに出る方がらくだった

5. 産前産後休業中の給与

6. 産前産後休業について会社の規則、労働基準法を知っていたか

- (3) 作業の姿勢

7. 軽易業務転換について

- (1) 転換した ☐ 妊娠 カ月目(1 自分で申し出た
☐ 職場の方で転換させてくれた)
2. 転換の内容()
- (2) 転換しない ☐ 必要がなかった
2. 必要であったが申し出なかった
 (その理由)
- (3) 軽易業務転換について、会社の規則、基準法を知っていたか
1. 知っていた (どうして知ったか)
2. 知らなかった

8. 出産について

- (1) 今回の出産は ☐ 1. はじめて ☐ 回目
2. 1. 生産 { ☐ 正常産 ☐ 死産
☐ 異常産
- (2) 過去に異常産の経験は ☐ あり(回) { ☐ 1 生産(回)
☐ 死産(回)
- 2 なし
- (3) 過去に人工妊娠中絶の経験は ☐ あり(回)
- 2 なし

(4) 妊娠中の通院は

- ☐ 通院は約 日
- ☐ 1. 有給休暇で 日
- ☐ 2. 病気休暇で 日
- ☐ 3. 特別休暇で 日
- ☐ 4. 欠勤した 日
- ☐ 5. 労働時間外に 日
- ☐ 6. その他() 日
2. 利用したのは ☐ 1. 事業場所属の病院、診療所 ☐ 保健所
- ☐ 2. 助産所 ☐ 3. その他の病院()
- ☐ 4. その他()

3. 診察費は イ. 全額自費 ロ. その他()
(5) 妊娠中の異常

1. つわり イ. 軽かった ロ. 普通
ハ. 重かった(ニ欠勤 日)
2. 切迫流産 イ. あり(ニ妊娠 カ月目 ヲ欠勤 日)
ロ. なし
3. 妊娠中毒症 イ. あり(ニ妊娠 カ月目 ヲ欠勤 日)
ロ. なし
4. 胎児の位置 イ. 正常 ロ. 横位 ハ. 骨盤位

(6) 妊娠中の健康状態

1. 妊娠中の病気 イ. した()
2. 通常健康状態 イ. とても健康 ロ. 普通
ハ. よく病気になる ニ. 時々病気になる

(7) 妊娠中の労働時間

1. 勤務時間 イ. 変更してもらった()
ロ. 変更してもらわない(申し出れば
ニ変更してもらえる
ハ変更してもらえない)
2. 時間外労働 イ. した { ニ 自分の意志で ロ. しない
{ ヲ 命令で
{ ヲ その他

(8) 妊娠中の通勤状況

1. 通勤時間 時間 分 イ. 国鉄、私鉄、地下鉄 時 分
ロ. 都電、市電 時 分
ハ. バス 時 分
ニ. 自転車 時 分
ホ. 徒歩 時 分
ヘ. その他() 時 分
2. 時差出勤 イ. した(内容)
ロ. しない

(4) 死産の自然、人工別

イ 自然死産 { 原因、状況
}

ロ 人工死産 { 優生保護法による b 優生保護法によらない

ハ 人工死産の理由

ア 人工妊娠中絶の場合

② 経済的理由で ⑤ 健康状態が悪いため

③ 育児計画がたたなかった ④ 予定より早すぎた

⑥ 勤めをやめたくなかった ⑦ 子供の世話をする人がいない

⑧ その他 ()

イ その他的人工死産の理由

① 母体側の疾患による ()

② 胎児側の疾患による ()

③ その他 ()

(5) 死産について、自分の不注意または無理があったと思うか。

1 あったと思う { どのようなことか
}
2 なかったと思う { }

10. 妊娠、出産、その他母性保護について

(1) 職場で指導を 1. うけた { a 衛生管理者 b 保健婦
c その他会社側から
d 職場の同僚、先輩から
e その他 ()

ロ うけない

(2) 家族の指導を 1. うけた ロ うけない

(3) 保健所、病院で指導を 1. うけた ロ うけない

(4) 自分で勉強研究を イ. 大いにやった ロ. 少しした ハ. 全然しない

11. 妊娠、出産にあたって

(1) 会社側、上役等の理解は イ. とくにある ロ. 普通 ハ. なし

(2) 同僚、先輩の理解は イ. とくにある ロ. 普通 ハ. なし

(3) もっとも 辛かったこと、困ったことは

(4) 要望したいことは

(5) 今後妊娠したら イ. やめる (a. 出産前に b. 出産後に)

ロ. やめない

ハ. わからない

12. 働く婦人として、妊娠、出産に伴う問題を、うまく処理し解決して行くにはどうしたらよいと考えるか

13. 調査者の意見感想

「婦人労働者の出産に関する実態調査」調査票記入要領

I 事業場票

事業場票は、とくにその事業場における妊娠、出産者に対する保護制度、労務管理等 取扱いの態度、考え方、問題点を把握できるように努め、面接の過程で知り得た事項は、調査項目以外のものであっても調査票の余白を利用して記入すること。

(なるべくこの場合は箇条書にすること。他の調査票も同じ。)

なお、日常上記の業務に従事している等、できるだけ実情に詳しい人に面接すること。

1 「都道府県番号」、「事業場番号」はそれぞれ別表「調査事業場数一覧」、別添「対象事業場名簿」に指定した番号を記入する。

2 「産業分類番号」は日本標準産業分類により、符号で中分類まで分類し、記入するが、製造業以外は大分類までで差支えない。

「規模番号」は労働者総数にしたがって、500人以上=A、100～499人=B、30～99人=C、30人以下=Dの区分により記入する。

3 「労働者数」は調査日現在により記入する。

4 「3 病気休暇、その他の休暇」は事業場の規則内容を記入する

5 「12 出産者数」の(1)、(2)および「13 産前休業者数」は38年1年間における数を記入する。ただし、

(1) 38年における死産がなく、37年1月～9月の期間から死産の対象をえらんだ場合は、同期間における数を記入し、その旨(注)書きしておくこと。

(2) 38年女子保護調査の結果によりえらんだ事業場で、38年における死産者の退転その他の事情で、37年1月～9月の期間によりえらんだ場合は、38年1年間および、37年1月

～ヶ月の数を記入する。

なお、これらの数の記入が、面接の際にすぐできないような場合は、電話、通信等の方法であとから知らせてもらうよう事業場に依頼しても差支えない。

- 6 「14 妊娠したものは把握できるようになっているか」については、該当欄にそれぞれ具体的な内容を記入する。また、所定の届出様式が定められていれば、ノ部添付すること。

「19 軽易業務転換の請求の方法」、 「20 産前休業の請求の方法」についても同じ要領で記入すること。

- 7 「17 妊娠者の労働時間」で「1 変更する」、 「8 申出があれば考える」については、その内容を余白に記入すること。

Ⅱ 個人票

個人票記入にあたっては、とくに「死産者」の場合、死産の原因は不明の場合が多いので、死産の内容、状況等についてくわしく聞き、本調査は、「生産」と「死産」の場合を比較することの一つの目的としているので、この点に留意して面接し、妊娠中の労働状況、職場環境、人間関係、職場での扱われ方、また家庭環境（住居、家事負担、家族状況）、本人の妊娠出産についての知識、自覚の程度、都会での通勤条件等、調査項目のみにとらわれず、できるだけ広範囲に話を聞き、面接の過程で知り得た事項を調査票の余白を利用して記入すること。

- 1 「都道府県番号」、 「事業場番号」、 「産業分類番号」、 「規模番号」の記入は、事業場票の場合と同様である。
- 2 「個人票番号」は、「事業場番号」順に、「とおし番号」を記入すること。
- 3 「3 産前休業について」の「(3) 産前休業の請求の方法」は、事業場の定めがとくにない場合は、本人が実際にとった手続き（手続きの時期、提出書類、口頭申出の場合は誰に申出たか等）を「2 とくに定めはない」の欄に記入する。

4 「8 出産について」

- (1) 「(2) 過去に異常産の至験は」の「ノ あり」の場合は、余白にその時期(妊娠 カ月目)、異常産の内容等を記入する。
- (2) 「(3) 過去に妊娠中絶の至験は」の「ノ あり」の場合はその理由等を余白に記入する。
- (3) 出産および死産についての項は、「8 出産について」の(2)、(3)の事項以外はすべて今回の調査対象となった出産についての事項を指す。
- (4) 「7 妊娠中の労働時間」は 深夜業 休日労働についても同じ。余白に記入する。

5 「9 死産について」

- (1) 「(2) 死産の場所」は、身体の異常が発生または発見これ手当をうけた場所を記入する。
- (2) 「(3) 死産の内容」は次により記入する。
 - イ 妊娠4カ月以後、8カ月未満の場合は、「人工妊娠中絶」か「自然流産」である。
 - ロ 妊娠8カ月以上は「死産」の欄に記入する。したがって妊娠8カ月以上の人工早産による死産の場合は、「死産」に入る。
- (3) 「(4) 死産の自然、人工別」は次による。
 - イ 自然死産 --- 自然流産および次に示す死産の場合をいう。
 - (1) 妊娠8カ月以上の自然分娩による死産。
 - (ロ) 妊娠8カ月以後において 母体内の胎児が生死不明であるとき、または死亡しているときに、産科的操作を加えて死産をした場合。
 - (ハ) 妊娠8カ月以後において、産科的操作以外の人工的操作(たとえば虫垂手術、駆虫剤服用)により死産をした場合。

(ニ) 下記の人工死産(説明(1)以外はすべて自然死産とする。

ロ 人工死産

▼ 「優生保護法によるもの」「優生保護法によらないもの」の區別は次による。

(イ) 優生保護法オノ々条オノ項に定める指定医師が、同法にもとずいて人工妊娠中絶を行なった場合のみ、「優生保護法による」とする。したがって、指定医師以外のものが行なった産科的操作により死産をした場合は、「同法によらない」とする。

(ロ) 胎児が母体外において生命を保続することができる時期になってからの人工死産(妊娠8ヵ月以上即ち人工早産を行ないうるような時期に至ったもの)はすべて「優生保護法によらない」ものとする。

▼ 人工死産とは、上記の人工妊娠中絶および次に示す死産の場合をいう。

(イ) 胎児の母胎内生存が確実であるときに、産科的操作を加えたことにより死産をした場合。

(ロ) 陣痛が自然におこってから、産科的操作を加えたために死産をした場合は人工死産とする。

(注) 「産科的操作」とは、胎児またはその附屬物(病的附屬物も含む)に加えられた措置および陣痛促進剤の使用をいう。

